

政策評価条例	施行状況等(取組、外部意見、他県の動向等)を踏まえた課題	課題への対応方向	対象の規程
基本理念 (第1～4条)	—	—	—
評価方法 (第5～10条)	<p>【基本評価】 成果指標等の設定基準を継続して見直し・改善 ・成果指標等の設定基準の中で使用可能な指標では現状・課題や成果の測定が難しい場合がある ・状況をよりの確に把握できる指標とすることが必要</p> <p>簡素化・効率化 ・評価作業も簡素化、効率化の視点での改善が必要 ・将来的にはデジタル化も視野に入れつつ、簡素化・自動化に取り組んでいくことが必要</p>	<p>【基本評価】 ○より適切な指標となるよう設定基準の見直しなどを継続検討</p> <p>○道庁全体のデジタル活用の取組を踏まえ、より効果的・効率的といった観点から評価手法を検討</p>	基本方針等 道のデジタル化の取組
	<p>【公共事業評価】 事後評価における事業効果のよりの確な把握 ・事業効果の定量的な指標設定</p>	<p>【公共事業評価】 ○事後評価の本格実施に向け、よりの確に事業効果が把握できる定量的な手法を検討</p>	基本方針等
	<p>【特定課題評価】 特定課題評価のテーマ及び手法 ・道政上の重要課題のほか総合計画の推進に向けては政策をより横断的に点検、検証する視点も重要</p>	<p>【特定課題評価】 ○政策を横断的に点検する際の考え方や手法を検討</p>	基本方針等
外部意見の活用 (第11～19条)	<p>評価のよりわかりやすい公表 ・政策評価やその結果をより理解しやすく情報発信することが必要</p>	○表やグラフなどによりわかりやすくなるよう検討	—
その他・附則 (第20～21条・附則)	—	—	—